個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。また特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)を含む。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。 この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、個人情報を取り扱う区域(以下「取扱区域」という。)の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

【特定個人情報の取扱いのある場合】

(適正管理)

- 第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、個人情報を取り扱う区域の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 受託者は、特定個人情報を取り扱う区域(以下「取扱区域」という。)について、業務の 着手前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 3 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報等を定められた場所から持ち出してはならない。

(責任体制の整備)

第6 受託者は、第5の個人情報の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内 部における責任体制を確保しなければならない。

【特定個人情報の取扱いのある場合】

(責任体制の整備)

- 第6 受託者は、第5の個人情報の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内 部における責任体制を確保しなければならない。
- 2 受託者は、業務が特定個人情報等を取扱う事務である場合は、前項による作業責任者及び作業従事者について、書面により委託者に報告しなければならない。
- 3 受託者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を 得なければならない。
- 4 受託者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第7 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約 書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 2 受託者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行 わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならな い。
- 3 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任 を負うものとする。

(再委託)

- 第8 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、 第三者(受託者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する 子会社をいう。)を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の 着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を委託者に申請し、そ の承諾を得なければならない。
 - (1) 再委託の相手方の名称
 - (2) 再委託が必要な理由
 - (3) 再委託を行う業務の内容
 - (4) 再委託の相手方において取り扱う個人情報
 - (5) 再委託の相手方に求める個人情報の安全管理措置の内容
 - (6) 再委託の相手方の監督方法
- 3 再委託を行う場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものと する。
- 4 受託者は、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、委託者の求めに応じて、管理・監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

(業務従事者への周知)

第9 受託者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第10 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から引き渡された個人情報が記録

された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。 (返還、消去及び廃棄)

第11 受託者はこの契約による業務を処理するために、委託者から提供を受けた個人情報又は 受託者自らが取得した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除さ れたときは、委託者の指定した方法により直ちに委託者に返還、消去又は廃棄するものとす る。

【特定個人情報の取扱いのある場合】

(返還、消去、廃棄及び受渡し)

- 第 11 受託者はこの契約による業務を処理するために、委託者から提供を受けた個人情報又は受託者自らが取得した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときは、委託者の指定した方法により直ちに委託者に返還、消去又は廃棄するものとする。
- 2 受託者は、この契約による業務において利用する特定個人情報等を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき特定個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、特定個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、この契約による業務において利用する特定個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、特定個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者 名及び消去又は廃棄の内容(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会 者、廃棄又は消去の年月日)を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならな い。
- 6 受託者は、委託者と受託者の間の特定個人情報の受渡しに関しては、委託者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、委託者に特定個人情報の預り証(受け渡し日時、担当者、場所、受け渡し手段を記した書面)を提出しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第 12 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直 ちに報告しなければならない。

(監査等)

- 第13 委託者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査(以下「監査等」という。)を行うことができる。受託者及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又はこの契約に よる業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 3 第1項及び第2項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。 (漏えい等事案が発生した場合の対応)
- 第14 受託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれのあること(再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。)を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対

- して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との 連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、 緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。
- 3 委託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第 15 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

- 第16 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記事項の内容及び法令に違反し、又は怠ったことにより、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。
 - (注1) 委託事務の実態に即して、適宜、必要な事項の追加及び不要な事項の省略等を行うこととする。
- (注2) 特定個人情報の取扱いを含む委託の場合には、特記事項に沿って【特定個人情報の取扱いのある場合】の条項を使用してください。